

# 家憲と先祖祭祀

森 岡 清 美

## 一 問題の設定

## 二 家憲制定の時代的背景

## 三 具体例一、三井家の場合

## 四 具体例二、安田家の場合

## 五 具体例三、本願寺大谷家の場合

## 六 具体例四、小諸小山家の場合

## 七 具体例五、片倉家の場合

## 八 結 論

### 論文要旨

先祖祭祀のイベントに注目することによって「家族・親族と先祖祭祀」の問題を論ずるという立場と、先祖祭祀を家憲との関連において取り上げるという問題の限定から、家憲制定時に挙行された先祖祭祀および家憲に規定された先祖祭祀について考察した。具体例は三井家、安田家、本願寺大谷家、小諸小山家および片倉家の家憲と先祖祭祀である。考察の結果、①明治初期以来の法制度・経済制度の改正が家憲制定の内生的契機を刺戟し、華族令における家範の規定がその外的契機をなしたこと、②家憲の制定に関連して挙行された先祖祭祀の対象は始祖・初代に集中する傾向があること、③先祖祭祀の担い手たる一族は宗家を中心に体統的に構成されていること、④先祖祭祀

祀の機能は、一族内部の体統的地位の正当化と、一族の繁栄のために結束して集合的努力を続ける動機づけとに求められるのだが、家憲が集合的努力の目標と方法を示し、一族の統合に役立ったこと、などが判明した。

冒頭で括弧書きしたテーマは、従来、仏壇の保持率、祖靈壇に納められた位牌、墓地等、先祖祭祀の物的施設を手がかりとして研究されてきた。これにたいして本稿は、先祖祭祀のイベントに注目する新しい技法を提案し、この技法の有効性をテストする意図を含むものである。ただ問題を家憲との関連において取り上げることにしたため、対象が家憲を有するいわゆる富豪名門に限られることになった。しかし、かえってそのために、富豪でも名門でもないごく普通の家における「家族・親族と先祖祭祀」のある局面が露にされるという、メリットも予想される。その意味で更に家憲を捜索して、このテーマを追究することが望まれるのである。